

仕 様 書

品 名	空気調和機（GHD－48）故障修理	仕様書番号	317基通中第4号
		作成部隊名	第317基地通信中隊
		作成年月日	令和5年1月23日

- 1 作業件名
相馬原駐屯地 空気調和機（GHD－48）故障修理
- 2 作業場所
群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 「相馬原駐屯地 2号通信局舎屋内外」
- 3 実施の概要
空気調和機（GHD－48）室内機（FVYCP560M）の修理
 - (1) 部品交換等（別紙参照）
 - (2) 部品等交換後の運用確認試験
- 4 履行期限
令和5年3月28日（火） 1700
- 5 一般共通事項
 - (1) この作業実施に先立ち、作業日及び作業手順等について、調整を実施すること。
 - (2) 提出書類
 - ア 役務完了届、試験成績書、工事作業写真、その他必要とする書類とし、各1部提出すること。
 - イ この作業に必要な部品及び材料等については、契約請負方の負担とする。
 - (3) 部隊内の入出門等
 請負者は、基地等立ち入り及び基地内での行動（入門手続き、通信所立入申請）は、当該基地等の規則（部隊諸規則）及び基地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業施工地域以外への立ち入りを禁止する。又、やむを得ず当該地域以外への立入を必要とする場合は、所定の手続きを行うものとする。
 - (4) 作業現場の管理
 - ア 安全衛生管理
 安全衛生に関する管理は、契約請負方が責任者となり、関係法令を順守し、行うものとする。
 - イ 火気使用申請
 作業現場で火気を使用する場合は、必要な手続きを行い、部隊の許可を得た後使用すること。
 - (5) 作業準備等
 作業に着手する場合は、事前に既存物等を確認のうえ実施すること。又、作業に当たって契約請負方は、作業員に前述の内容を的確に把握させると同時に現場立会の上、既存物等に損傷等を生じないように十分に監視・指導を行うこと。なお、既存物等の損傷により、自衛隊等へ与えた損害、修理、取替え及び復旧に要する費用は、請負者負担とする。
 - (6) 清掃等
 作業中の養生、保護、清掃並びに作業終了後の仮設物の撤去、作業現場付近の清掃は、完全に実施しなければならない。

仕様書

品名	空気調和機（GHD-48）故障修理	仕様書番号	317基通中第4号
		作成部隊名	第317基地通信中隊
		作成年月日	令和5年1月23日

1 故障の状況

令和4年8月1日（月）に冷風が出ていないことが判明。室内機は作動しているがユニット0、異状コードU4を確認、ブレーカーリセット及び再起動を2回実施しエラーコードの消灯と冷風が出ていることを確認したが、風速が弱く動作が不安定である。

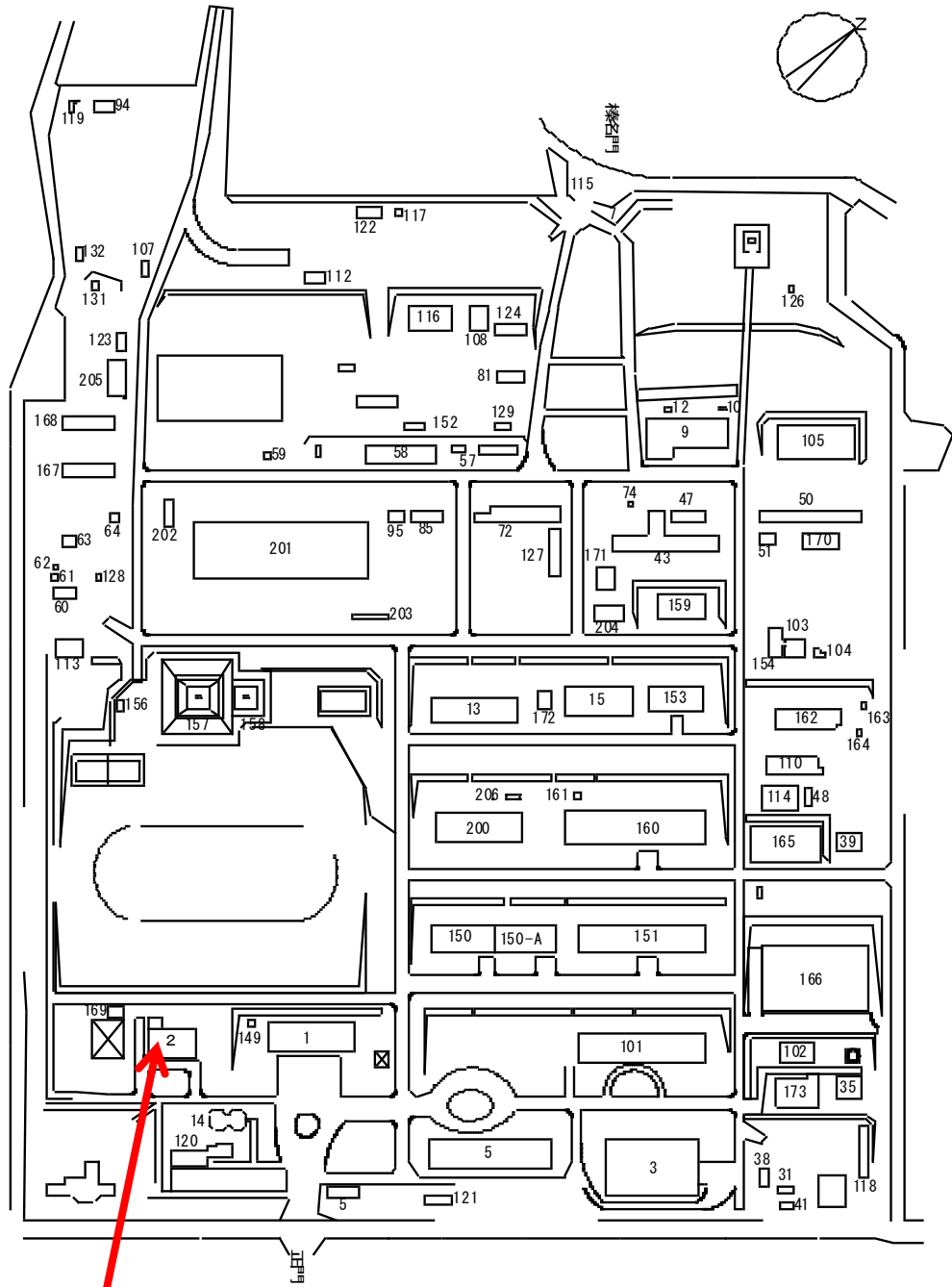
2 交換部品（予定）

	部品名	数量	単位
	プリント基板	144361J	1個
	遠方制御アダプタ基盤	2547223	1個
	ミニパワーリレー	061611J	1個
	電磁開閉器	2369642	1個

3 作業内容（予定）

- (1) 点検診断
- (2) クーラーフィン洗浄
- (3) 基盤交換
- (4) 簡易部品交換
- (5) 試運転
- (6) その他、必要な作業内容

相馬原駐屯地 配置図



2号通信局舎